

○日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する調査
(憲法に対する考え方について)

○高木真理君

立憲民主・社民の高木真理です。

本日は、子供の視点で憲法に対する意見を述べます。

昨年は、いじめ、不登校、自殺の件数が過去最大でした。これは、今の社会の中で子供たちが苦しんでいるという状況と考えます。

ユニセフが二〇二〇年に発表した子供の幸福度でも、日本の子供の精神的幸福度は三十八か国中三十七位、下から二番目です。このスコアは、十五歳時点での生活満足度が高い子供の割合と、十五歳から十九歳の自殺率から出されています。この結果からも、子供たちの悲痛な叫び声が聞こえてきます。

さらに、昨年からの物価高騰の中で子供の貧困はより加速し、教育現場にも深刻な影響が及んでいます。次元の異なる少子化対策なのに教育予算さえも増額されない、憲法二十六条がうたう義務教育は無償とする、その理念さえも守られていません。子どもの権利条約が掲げる一人一人の子供の尊厳の保持において国際的に劣後し、現行憲法の理念すらも実現できていないのに、教育の無償化にかこつけた憲法改正はあり得ません。改憲ではなく、まずは早急に教育予算を増やし、子供たちや保護者に手を差し伸べるべきです。

最後に、ウクライナ、パレスチナの武力紛争でも明らかのように、いつの時代も非常時に犠牲になるのは子供たちです。参議院の緊急集会は、まさに戦前の緊急勅令を許さないために設けられた制度です。にもかかわらず、改憲による緊急政令を求める会派にあっては、緊急集会と現行の災害対策基本法などの緊急政令の仕組みで何が足りないかと具体的に考えているのか、緊急政令の対象分野やその具体的な例を本審査会に示していただけるように、幹事会での御協議をお願いしたいと思います。

さらには、逆に非常時に国家権力に見捨てられた例として、憲法五十三条の臨時国会召集義務違反があります。二〇二二年、二一年の夏はデルタ株などが猛威を振るい、子育て世代の国民が我が子を残しながら亡くなるという痛ましい悲劇が多数生じました。当時、衆参の野党会派による召集要求に応えなかった政府・与党が、その間に一体何を臨時会で審議すべき事項と勘案し検討していたのか、なぜその後の召集が合理的な期限を超えない期間内と考えるかなどについて、本審査会に、総理大臣の輩出政党である自民党会派からの説明資料の提出を求めます。

以上の二点の取り計らいを会長にお願いし、私の意見とさせていただきます。